

# 大切なお知らせ

のご案内

- ◇ 高校3年生（同年代を含む）までのお子さんがいらっしゃる方
- ◇ 妊娠をされている方
- ◇ ひとり親家庭（ご両親がいないお子さんなどを含む）の方
- ◇ 一定以上の障がいのある方 へ

## 福 医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度（「マル福」とよんでいます。）は、お子さん、妊娠をされている方、ひとり親家庭及び重度心身障害者の医療における個人負担の軽減を図ることを目的とし、その医療費の一部を助成する制度です。（茨城県統一の制度で、所得要件などを満たす必要があります。）

## 特 医療福祉費支給制度

「マル特」は、所得要件により県の「マル福」を利用できないお子さんや、「マル福」の対象にはなっていない、中学生の外来分医療費と、高校在学相当期間の医療費を「マル特」と同じ内容で助成する『小美玉市独自の制度』です。なお、中学生で「マル福」に該当するお子さんは、「入院のみ有効」の受給者証と「外来のみ有効」（「マル特」）の2枚の受給者証が交付されます。

### 対象となるには、申請（手続き）が必要です

「マル福（マル特）」を受けるためには、申請を行っていただいた上で、受給者証の交付を受ける必要があります。  
※ 申請がないと、本来受けられる期間から受けることができなくなります。

▶ **対象者及び申請の時期** 対象になる方（該当要件）及び申請の時期は、次のとおりです。

対象者	該当要件(対象の期間)	申請が必要なとき
84081058 →【小児】 中学校3年生までの お子さん 90081050 →【特例小児】 【マル福】 【マル特】	出生の日から中学校3年生まで ※小学校6年生までの『外来・入院』を助成 ※中学校1年生～3年生の『入院分』を助成 出生の日から中学校3年生まで ※所得要件により、【小児】「マル福」に該当しないとき （『外来・入院』を助成） ※【小児】「マル福」に該当している中学生の『外来分』を助成	出生の届けのとき （対象者となったとき 又は 対象者となるとき）
高校在学相当期間のお子さん 94081056 【特例小児】 【マル特】	中学校卒業後の4月1日から18歳の3月31日まで	対象者となるとき
妊娠をされている方 86081056 【妊産婦】 【マル福】	母子健康手帳の交付を受けた月の1日から 出産があった月の翌月末日まで （又は、妊婦でなくなったときの 翌月末日まで）	母子健康手帳の交付を受けたとき ※出産以外で、妊婦でなくなったときは届出が必要です。
88081054 87081055 【母子家庭】又は【父子家庭】 ご両親のいないお子さん・その他 【ひとり親家庭】 【マル福】	◇母子家庭（父子家庭）の18歳未満の子又は障がいのある20歳未満の子及び20歳未満で高校在学中の子とその親 ◇両親のいない子とその子を監護、養育する関係にあるご家族の方 ◇父親（又は母親）が、一定以上の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている状態にある家庭の18歳未満の子又は障がいのある20歳未満の子及び20歳未満で高校在学中の子とその母親（又は父親） ◇そのほか、マル福が定めた家庭の親又は子	離婚など、ひとり親家庭となったとき ※婚姻など、ひとり親でなくなったときや、該当要件に当てはまらなくなったときは、届出が必要です。
一定以上の障がいのある方 【重度心身障害者】 83081059 【マル福】 高齢重度心身障害者 85081057	① 身体障害者手帳1級、2級 ② 身体障害者手帳3級の「内部障害」又は「知能指数50以下」 ③ 療育手帳 A・A ④ 知能指数が35以下の判定 ⑤ 特別児童扶養手当1級 ⑥ 障害基礎年金等1級 ※65歳以上で一定以上の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入をすることで、マル福を受けることができます。（【重度心身障害者】に該当していた方が、65歳を迎えるときは、後期高齢者医療保険への加入手続きを行うことで、マル福を継続できます。）	手帳の交付や該当となった月の1日（⑤～⑥は、支給開始の月の前月1日）から該当要件に当てはまらなくなった日まで 手帳の交付があったとき、又は、該当要件に当てはまったとき ※手帳の回収や、等級の変更など、該当要件に当てはまらなくなったときは、届出が必要です。

※ 小美玉市に転入の方で該当要件に当てはまる方は、転入の手続きのときに申請を行う必要があります。

## ▶ 助成の内容（医療費の一部助成）

茨城県内の医療機関に受診のときは、健康保険証と受給者証を窓口に表示することで、自己負担額が次のとおり控除されます。

◇ 外来（通院）のとき（〔重度心身障害者〕を除く）  
医療機関当たり、1日600円までの自己負担となります。（600円を超えた分は、**マル福**（**マル特**）が助成します。）なお、同じ医療機関に月内2日以上を受診となったときは、3日めからの負担はなくなります。（医療機関ごと最大1,200円/月）

◇ 入院のとき（〔重度心身障害者〕を除く）  
医療機関当たり、1日300円までの自己負担となります。（300円を超えた分は、**マル福**（**マル特**）が助成します。）また、一医療機関での月当たりの負担は、3,000円までとなります。（医療機関ごと最大3,000円/月）

◇ 調剤薬局での自己負担は、0円となります。

■〔重度心身障害者〕は、自己負担額0円となります。

■〔妊産婦〕の助成は、原則、産科・婦人科での受診時のみとなります。（産科・婦人科の紹介により、安全な出産のため、他の診療科（内科や外科等）での治療が必要と認められたときは、対象となる場合があります。）

※ 茨城県外の医療機関を受診したときは、申請により助成を受けることができます。（医療機関の窓口では、通常の窓口負担となりますが、『領収書（診療点数が記載されたもの）』、『印鑑』、『受給者証』、『通帳などの口座番号がわかるもの』をお持ちの上、市役所で申請を行うことで、後日、**マル福**（**マル特**）対象分の助成を行います。）

※※ **マル福**、**マル特** は、健康保険が対象となる医療費負担に対し、助成をする制度です。（健康保険が対象にならない予防注射料金、入院時の食事代や個室使用料、健康診査などの負担は、助成対象外です。）

## ▶ 対象となるための条件（対象者該当要件とあわせて）

**マル福**、**マル特** を受けるためには、次のような条件も満たす必要があります。

- ◇ 小美玉市に住所があること
- ◇ 健康保険に加入をしていること（国民健康保険の方は、保険証の有効期限が十分であること）
- ◇ 高校在学相当期間のお子さんを除く、対象者ご本人、対象者のご家族、対象者の生計を維持する方の所得が基準額（下の各表）以下であること
  - ※ 中学校3年生までのお子さんについて、下の表の基準額を超えたときは、**マル特**〔特例小児〕の対象者となります。
  - ※ 対象者ご本人、対象者のご家族、対象者の生計を維持する方の所得を確認させていただく必要があります。

### ※ **マル福** 所得制限基準額表

（単位：千円）

合計扶養親族の数	〔小児〕本人及びその父母〔妊産婦〕又はその配偶者（配偶者になる方も含む）				〔ひとり親家庭〕の母子又は父子				左のいずれの方の扶養義務者（世帯主など）
	うち、老人控除対象配偶者又は扶養親族数				うち、老人扶養親族数又は特定扶養親族数				
	1人	2人	3人	3人	1人	2人	3人	3人	
0人	6,220	—	—	—	3,016	—	—	—	10,000
1人	6,600	6,660	—	—	3,396	3,496	—	—	
2人	6,980	7,040	7,100	—	3,776	3,876	3,976	—	
3人	7,360	7,420	7,480	7,540	4,156	4,256	4,356	4,456	
4人	7,740	7,800	7,860	7,920	4,536	4,636	4,736	4,836	
5人	8,120	8,180	8,240	8,300	4,916	5,016	5,116	5,216	

〔重度心身障害者〕	（単位：千円）		
	扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
	0人	5,129	6,287
	1人	5,509	6,536
2人	5,889	6,749	

《所得から控除される主なもの（本人/配偶者・被扶養義務者）》  
配偶者特別控除・障害者控除・特別障害者控除・寡婦控除・寡婦特別控除・勤労学生控除・医療費控除など

## ▶ 申請（手続き）に必要なもの

- ◇ 健康保険証
- ◇ 印鑑（認め印）
- ◇ 所得と扶養人数が確認できるもの（『所得（課税）証明書（扶養人数が記載されたもの）』や『源泉徴収票』など）  
※ 所得等の確認ができない方のみ（〔特例高校生〕を除く）

～そのほか～

- 〔ひとり親家庭〕の方…『戸籍謄本』、『児童扶養手当証書』など、〔ひとり親家庭〕となった期日が確認できるもの
- 〔妊産婦〕の方…『母子健康手帳』
- 〔重度心身障害者〕の方…『身体障害者手帳』、『障害年金証書』、『療育手帳』など

《お問合せ及び申請（手続き）の窓口》

小美玉市役所 医療保険課 医療福祉係（内線1108）  
電話 0299-48-1111 小川総合支所 総合窓口課（内線2102）  
玉里総合支所 総合窓口課（内線3104）

H20.7.6  
作成